

ふるさと納税における寄附金税額控除に係るワンストップ特例の手続きについて

1 ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

平成27年4月1日以降の寄附分から、条件を満たせばふるさと納税先の自治体に申請をすることにより、確定申告をせずに住民税控除（翌年6月から1年間）を受けられる仕組みが創設されました。

2 ワンストップ特例制度の対象となる条件について

- (1) 寄附をする年の所得税や個人住民税の申告を行う必要のない方
 - (2) ふるさと納税をされる自治体が5つまでの方（本市に複数回寄附をした場合は自治体数は1つです。）
- ※上記2つの条件をすべて満たす方が対象となります。条件を満たさない場合は確定申告を行ってください。

3 手続きの方法について

(1) 申請に必要な書類

☆『寄附金税額控除に係る申告特例申請書』（別紙）に必要事項の記入・押印

☆『個人番号（マイナンバー）確認書類』の写しと『本人確認書類』の写しを添付（①～③何れか1セット）

※住民登録してある住所・氏名と本人確認書類の住所・氏名が一致している必要があります。

【本人確認書類】

AとB 両方必要です。	① マイナンバーカードを持っている場合	② マイナンバー通知カードを持っている場合	③ マイナンバーカードも通知カードもない場合
A 個人番号 (マイナンバー) 確認書類	マイナンバーカードの写し  【裏面】	マイナンバー通知カードの写し  【表面】	個人番号が記載された住民票の写し  ※イメージ
B 本人確認書類	マイナンバーカードの写し  【表面】	免許証またはパスポート等 	免許証またはパスポート等 

(2) 申請書類提出先

下記担当へ提出してください。郵送等に係る費用は申請される方のご負担になります。

※この用紙の裏面を返信用封筒としてお使いいただけます。

(3) 提出期限

寄附した年の翌年の1月10日必着

（例：令和4年寄附の場合、令和5年1月10日必着）

4 その他

(1) 申請後、翌年1月1日までの間に住所または氏名に変更があった場合は、『寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書』（別紙）を、変更した内容が確認できる本人確認書類を添えて寄附した年の翌年の1月10日必着で担当へ提出してください。※提出がなければ特例が適用されません。

(2) ご不明な点は担当へご連絡ください。

担当	〒 399-0786 長野県塩尻市大門七番町3番3号 塩尻市企画政策部秘書広報課 電話：0263-52-0280（代表）
----	---

【折り畳み封筒の作成方法】

- ・折り線①→②→③→④の順で山折りにします
- ・のりしろ①→②の順でのりを塗り、貼付してください
- ・のり付け前に「同封物」欄に☑を入れ、のりしろ③にのりを塗り、貼り合わせ後、セロハンテープ等で補強してください

折り線① ↓

3990786

切手を貼付してください

長野県塩尻市大門七番町三番三号
 塩尻市役所 秘書広報課
 秘書広報課
 ふるさと寄附担当 行

ワンストップ特例申請書封筒

[差出人]

〒	住所

折り線② ←

↑ ③ のりしろ③

- 【同封物】 ※のり付け前にご確認ください
- ワンストップ特例申請書
 - 記載住所と本人確認書類の住所が一致している
 - 本人確認書類のコピー

折り線④ ↓